

寿都町下水道事業経営戦略

団 体 名 : 寿都町

事 業 名 : 寿都町特定地域生活排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 37 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成17年度(12年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	7.8人/ヘクタール	流域下水道等への 接続の有無	なし
処 理 区 数	1区(下水道処理区域以外の地域)		
浄化槽設置基数	173基		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	下水道処理区域以外については合併処理浄化槽の設置により対応することとしている。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	基本料 1,100円/5m ³ 超過料 220円/1m ³				
業務用使用料体系の 概要・考え方	基本料 4,400円/20m ³ 超過料 220円/1m ³				
その他の使用料体系の 概要・考え方	臨時使用料 450円/1m ³				
条例上の使用料*2 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	3,800 円	実質的な使用料*3 (20m ³ あたり) ※過去3年度分を記載	平成25年度	4,125 円
	平成26年度	3,900 円		平成26年度	4,223 円
	平成27年度	3,900 円		平成27年度	4,235 円

③ 組織

職員数	平成28年度の施設課職員は正規職員5名、再任用職員1名、徴収嘱託員1名となっており、土木、建築、水道、下水道、合併浄化槽の業務に当たっています。 職員給与費については正規職員は1名が簡易水道事業、1名が公共下水道事業の各特別会計からとなっており、その他の正規職員及び再任用職員については一般会計から、徴収嘱託員については簡易水道事業で委託料として支出しています。なお、浄化槽事業については公共下水道と同一の会計により経理しております。
事業運営組織	それまで水道・下水道を担当する上下水道課を置いていましたが、平成16年1月に土木・建築を担当する施設課と統合して現在の施設課となっています。

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	現在、浄化槽維持管理登録業者2社の共同企業体に維持管理を委託しております。
	イ 指定管理者制度	現在のところ、指定管理者制度の導入については未検討です。
	ウ PPP・PFI	現在のところ、PPP及びPFIの導入については未検討です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	浄化槽で発生した汚泥の活用は行っておりません。
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	浄化槽設置者個人宅の敷地内もしくは近隣の土地を利用しているため該当しません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

<p>平成27年度の経営比較分析表を添付しています。 この経営比較分析表は、経営及び施設の状況を表す経営指標を活用し、本町の経年比較や他の類似団体との比較、複数の指標を組み合わせた分析を行い、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握することが可能となります。</p>
--

2. 経営の基本方針

○適切で計画的な事業執行

これまでの建設投資に伴う公債費については、一部公債費の償還終了や資本費平準化債の活用により当初の償還のピークを過ぎていますが、維持管理費の増加傾向及び人口の減少から厳しい経営を強いられています。限られた財政の中、適正な事業計画と財政計画を基に経営を行ってまいります。また、将来的には公営企業会計適用により独立採算性及び透明性を高め、経営状況を分かりやすく提供できるよう検討してまいります。

○効率的な事業執行

業務の効率化とコスト削減に積極的に取り組みます。これまでと同様に民間委託の活用により業務効率を図りつつ効率的な民間活用について検討してまいります。

○収入の確保と負担の適正化

財政基盤の強化のため、収入の確保と一般会計との負担区分の適正化を図ります。また、収入の確保のため使用料を確実に収入すると共に、国や企業債の資金を的確に調達してまいります。

○水洗化の促進

公共用水域の水質保全のため、水洗化促進事業助成金を活用し浄化槽加入促進を図ってまいります。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

事業開始後12年が経過し、新規加入者が少なくなっており、年間1～2基の設置を行っています。

② 収支計画のうち財源についての説明

○財源の目標に関する事項

一般会計からの繰入を極力減らすため、確実な使用料収納を行います。

○使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項

人口減少により今後の使用料収入増は困難ですが、収納率の向上及び水洗化の促進を図ることにより現在の使用料収納レベルで維持するように計画しております。また、消費税増税に伴う改定を含み適切な時期に使用料の改定を計画しております。

○繰入金に関する事項

元利償還に充てる繰入分については基準内で算定しました。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

○民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)

現状では経費削減につながるかは不透明なため、現在の委託費用に処理水量増加に伴う加算分を加味し算定しました。

○職員給与費に関する事項

これ以上の職員削減は困難な状況から現在の職員数は変えずに、平成28年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から給与費を算定しました。

○修繕費に関する事項

平成28年度は予算ベースで算定し、以降は過去5年間の平均から費用を算出しました。

○委託費に関する事項

現在の委託状況と処理水量の影響を受ける委託業務については処理水量の増加の割合から費用を算出しました。

○その他

平成31年10月予定の消費税増税に伴う費用増について、消費税見合い分を加算し算定しております。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

投資の平準化に関する事項	平成29年度に処理場の改修が終了する予定です。今後は処理場以外の管渠等の更新工事が必要となってきますが、耐用年数を超えるものは計画期間中の10年以内にはありませんが、国の動向を注視しながら検討してまいります。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	現在行っている業務委託の内容を精査したうえでPPP・PFI等の民間活力の活用が可能かどうかを検討してまいります。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	今後の人口減少による使用料の減少が見込まれることから、使用料の見直しも検討する必要があると考えられます。
資産活用による収入増加 の取組について	公共下水道事業基金については、各種事業に充当した結果、現在20万円程度まで減少しており、また、現状では運用益及び新規の積み立ては難しい状況です。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	現在行っている業務委託の内容を精査したうえでPPP・PFI等の民間活力の活用が可能かどうかを検討してまいります。
職員給与費に関する事項	計画期間中、公共下水道事業及び合併処理浄化槽事業で1人の職員給与費を両事業で案分して算定しておりますが、事業の重要性や業務内容の変化など必要に応じて、職員の増減を検討してまいります。
動力費に関する事項	電気料の今後の状況が不透明なことから、効率的な機器運転に努めます。
薬品費に関する事項	現在、処理場では水処理用の苛性ソーダと消毒用の塩素剤を使用していますが、今後についても効率的な使用に努めます。
修繕費に関する事項	適切な修繕工事を実施すべく財源の確保に努めてまいります。
委託費に関する事項	現在、下水道施設の維持管理を水道施設の維持管理及びメーター検針とを合わせて町外の下水道維持管理業者と町内の給水装置工事事業者との共同企業体に委託していますが、適切な委託料の積算により効率化に努めてまいります。
その他の取組	水洗化促進、収納率向上など財源確保につながる経費について費用対効果を検証しつつ取り組んでまいります。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度、進捗管理(モニタリング)を行い、また、最低でも5年ごとに見直し(ローリング)を行うことによりPDCAサイクルを効果的に回して、本経営戦略の事後検証、更新を行ってまいります。
-------------------------	--